

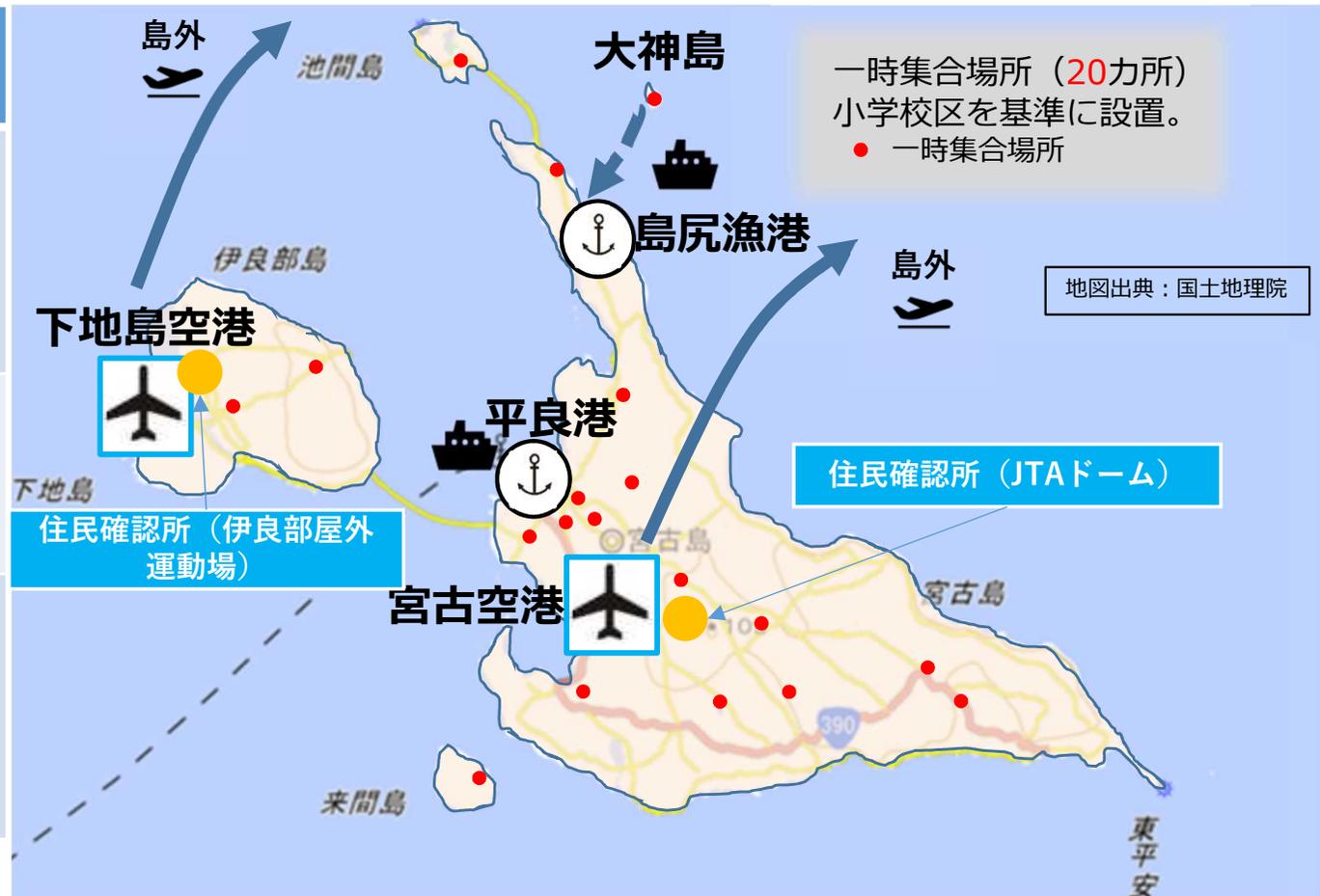
宮古島市 (避難実施要領の概要)

避難誘導の方法（全般的方針）

- 本市住民及び滞在者等の島外避難（宮古島→鹿児島県 直行）については、国・県で確保した航空機等の運行計画に合わせ、島内輸送機関と調整しバスによる宮古空港（1日あたり6,645人）、下地島空港（1日あたり2,832人）への避難者の輸送を行う。
※二次離島となる大神島島民については、船舶により宮古島本島までの輸送を行う。
- 避難施設（一時集合場所）を小学校区単位で開設。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 避難単位は、両空港の輸送能力に応じ、学区別、行政区別で振り分ける。（別紙参照）
※多良間島からの避難者については、宮古空港へ輸送。
- 要配慮者については、地区分けはせず、柔軟に対応。
- 住民は、国・県が確保した航空機の運航ダイヤに合わせて、避難施設（一時集合場所）→住民確認所（JTAドーム、伊良部屋外運動場）→各空港へ市で確保したバスで輸送。



※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではありません。

島外輸送計画

- 国・県が調達した航空機・船舶の運航ダイヤに基づき、6日程度で全住民が島外避難。
- 国・県で避難先での宿泊施設を確保。

島内輸送計画

- 国・県が確保した航空機の運航ダイヤに合わせて、避難施設（一時集合場所）→住民確認所（JTA ドーム、伊良部屋外運動施設）→各空港へ市で確保したバスで輸送。
- 大神島島民は島尻漁港（船舶）を經由し、空港（バス）で輸送。
※大型バス最低必要数 宮古空港行き 19台、下地島空港行き 12台 計 31台
- 各学区単位で一時集合場所（避難施設を兼ねる）を開設。
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。要配慮者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、グラウンド等、市の別途指定する駐車場に駐車。
- 避難者の受付は住民確認所（JTAドーム、伊良部屋外運動場）で行う。

残留者の確認方法等

- 確認者：職員、消防団、警察、自治会長等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警察に要請し、警備を強化する。

避難実施要領の通知・伝達要領残留者の確認方法等

- 市は防災行政無線、市HP、公式SNS（LINE、Twitter、Facebook等）、広報車、消防車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達
- 宮古島警察署は交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器や表示を活用し、的確かつ迅速に伝達
- 住民に正確かつ積極的に情報を発信するため、広報を一元化し、県と連携した広報体制を構築する。

避難者数（要配慮者、入域者含む）、避難の実施単位の考え

避難者数は、下記の表のとおり。

一時集合場所を避難施設も兼ねて設置。

避難対象者数が58,585名に対し、一日あたりの輸送力（航空＋船舶）は約9,897人。平良地区以外の地区（城辺、上野、下地、伊良部地区）であれば、一日で地区単位の避難が可能のため、可能な限り地域コミュニティに配慮する。

宮古島市 行政区別人口等（R4年3月時点 出展：住民基本台帳）

No.	小学校区	人口	圏域外避難・県外避難		移動時間	輸送における必要台数	
			一時集合場所	空港		バス	航空機
1	平良第一小学校	7,979	県立宮古高等学校	宮古空港	10分	178	49
2	北小学校	4,796	北小学校	宮古空港	14分	107	30
3	南小学校	8,522	南小学校	下地島空港	30分	190	49
4	東小学校	7,535	東小学校	宮古空港	12分	168	46
5	久松小学校	3,011	久松中学校	宮古空港	19分	67	18
6	鏡原小学校	3,271	鏡原小学校	宮古空港	5分	73	20
7	西辺小学校	970	西辺小学校	宮古空港	14分	22	6
8	狩俣小学校	852	狩俣小学校	宮古空港	23分	19	6
9	旧大神小学校	24	大神島離	宮古空港	24分	1	1
10	池間小学校	500	池間小・	宮古空港	32分	12	4
11	西城小学校	1,513	城東中学校	宮古空港	15分	34	10
12	城辺小学校	1,607	城辺小学校	宮古空港	19分	36	10
13	福嶺小学校	855	福嶺小学校	宮古空港	23分	20	6
14	砂川小学校	1,559	砂川小学校	宮古空港	13分	35	10

No.	小学校区	人口	圏域外避難・県外避難		移動時間	輸送における必要台数		
			一時集合場所	空港		バス	航空機	
15	下地小学校	2,835	下地小学校	宮古空港	10分	64	18	
16	来間小学校	157	旧来間小・中学校	宮古空港	18分	4	1	
17	上野小学校	3,806	上野小学校	宮古空港	10分	85	24	
18	旧伊良部小学校	2,278	旧伊良部小学校	下地島空港	5分	51	13	
19	旧佐良浜小学校	2,699	伊良部島小・中学	下地島空港	11分	60	16	
計					54,769	合計	1,217	325

観光客

No.	小学校区	観光客数	圏域外避難・県外避難		移動時間	輸送における必要台数		
			一時集合場所	空港		バス	航空機	
1	-	3,816			-	85	24	
計					58,585	合計	1,302	349

※輸送における必要台数は、バスは1台あたり55人、航空機1機あたり160人（下地島空港 170人）、船舶1隻あたり420人として算出している。

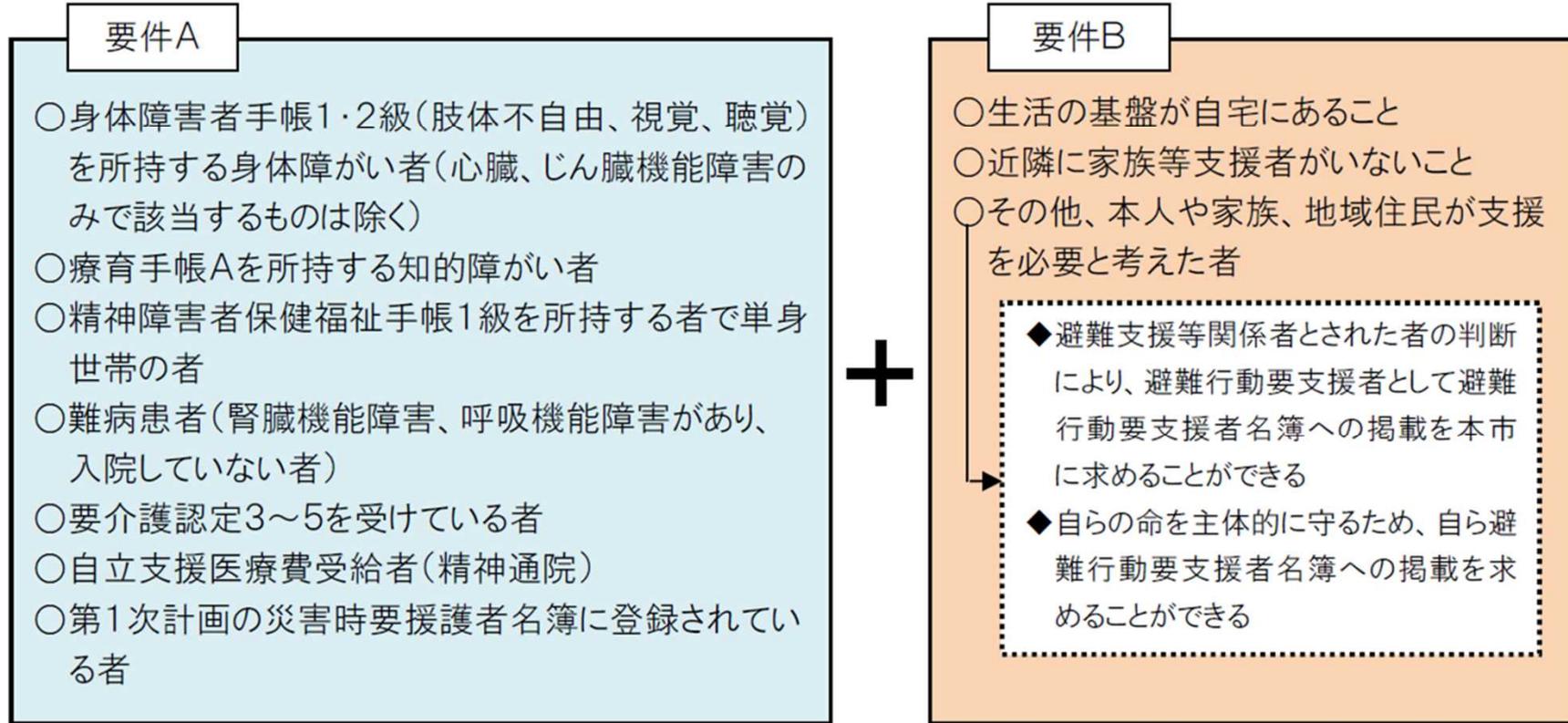
※住民基本台帳 令和4年3月時点で算出。

※行政区ごとに集合時間を分ける。

要配慮者の概況

1 宮古島市避難行動要支援者避難支援計画の対象者について

高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者とし、本計画の対象とします。以下の要件Aと要件Bの条件を両方とも満たす者が対象となります。



対象数について関係部局で精査中。要件A、Bともに満たす者の把握はかなりの時間を要するため、要件Aに該当する者を把握し、避難行動要支援者の最大値として捉えるのも一案。

1 継続医療が必要な方の把握状況

在宅酸素、在宅人工呼吸器

事業者名称	在宅酸素	在宅人工呼吸器	備考
オカノ	1	0	対応業者は島内に2社のみ
南西医療器	113	30	人工呼吸器についてはマスク等常時 装備ではない者を含む
計	114	30	

人工透析（医療機関毎）

種別	医療機関名	透析患者数	透析の種類
院内透析	池村内科	63	血液透析
院内透析	リハビリ温泉病院	15	血液透析
院内透析	徳洲会病院	40	血液透析
院内透析	砂川内科	21	血液透析
院内透析	宮古病院	30	血液透析
訪問診療	ひさまつクリニック	0	
訪問診療	うむやすみやあす・ん	0	
訪問診療	ドクターゴン	0	
訪問診療	下地診療所	0	
	計	169	

※腹膜透析者なし

要配慮者の概況

2 入所者の状況

(1) 社会福祉施設(高齢者)

22施設、総入所者数 512名(重担送 18名、担送 56名、護送 396名、独歩 42名)

NO	(所在)市町村名	担当機関(所管)		施設種別(サービス種類)	施設施設名称	所在地	開設者	行政支援の必要性		各施設で保有する患者搬送(避難)手段	定員	入所者数	重	担	護	独	備考(行政支援の必要性の判断理由)
		県or市町村	担当課					避難手段	避難先				担送	送	送	歩	
1	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	認知症対応型共同生活介護事業所(GH)	グループホームまきや	〒906-0005 沖縄県平良字西原2251番地149	合同会社まきや	○	○	軽自動車(4名乗)1台	9	9			6	3	
2	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	認知症対応型共同生活介護事業所(GH)	グループホームみなみ	〒906-0013 沖縄県平良字下里3107番地364	有限会社新正クリーンサービス	○	○	軽自動車(4名乗)1台 車イス乗車時(3名)	9	9			6	3	
3	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	認知症対応型共同生活介護事業所(GH)	グループホーム来間	〒906-0306 沖縄県下地字来間189番地2	下地診療所 合同会社	○	○	乗用車(7名乗)2台 乗用車(8名乗)1台 軽自動車(4名乗)1台	9	9			9		
4	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	認知症対応型共同生活介護事業所(GH)	グループホームいけむら	〒906-0012 沖縄県平良字西里340番地	医療法人ムサアザ会	○	○	乗用車(8名乗)1台		9			8	1	
5	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	介護老人福祉施設(特養)	宮古厚生園	〒906-0006 沖縄県平良字西仲宗根745番地7	社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	○	○	リフト車(8名乗1台)・ミニバン(7名乗2台)・軽乗用車(4名乗2台)・軽ワゴン(4名乗1台)	70	65	0	0	65	0	避難移動する際に人手を必要とする事から行政支援が必要である。
6	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	養護老人ホーム	宮古厚生園	〒906-0006 沖縄県平良字西仲宗根745番地7	社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	○	○	リフト車(8名乗1台)・ミニバン(7名乗2台)・軽乗用車(4名乗2台)・軽ワゴン(4名乗1台)	50	24	0	0	18	6	避難移動する際に人手を必要とする事から行政支援が必要である。
7	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	介護老人福祉施設(特養)	ユニット型宮古の里	〒906-0011 沖縄県平良字東仲宗根添1800番地	社会福祉法人 祐愛会	○	○	リフトバス(10名乗)1台	30	30			30		
8	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	介護老人福祉施設(特養)	宮古の里	〒906-0011 沖縄県平良字東仲宗根添1800番地	社会福祉法人 祐愛会	○	○	0台(上記のバスを共有)	30	30			30		
9	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	介護老人福祉施設(特養)	しもじ長生園	〒906-0302 沖縄県下地字嘉手苅660番地2	社会福祉法人 大立福祉会	○	○	乗用車(8名乗)6台 軽自動車(4名乗)3台	50	50	2	3	44	1	
10	宮古島市	宮古島市	高齢者支援課	介護老人福祉施設(特養)	松風園	〒906-0506 沖縄県伊良部字長浜1025番地3	社会福祉法人 敬愛会	○	○	マイクロバス(7名乗)1台	30	30		7	23		
11	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	特定施設入所者生活介護施設	特定施設みやとく	〒906-0014 沖縄県宮古島市平良字松原552番2	医療法人	○	○	ハイース(8名乗)4台 軽乗用車(4名乗)3台 乗用車(4名乗)3台	50	48	1	21	25	1	

次頁へ

要配慮者の概況

訓練用

NO	(所在) 市町村名	担当機関 (所管)		施設種別 (サービス種類)	施設施設名称	所在地	開設者	行政支援の必要性		各施設で保有する患者搬送 (避難) 手段	定員	入所者数	備考 (行政支援の必要性の判断理由)				
		県or市町村	担当課					避難手段	避難先				重担	担送	護送	独歩	
12	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	介護月有料老人ホーム	アットホームこころ	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里2793番地1	株式会社 和	○	○	マイクロバス (6名乗) 2台	37	34			31	3	
13	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	軽費老人ホーム	ケアハウスいけむら	〒906-0008 沖縄県宮古島市平良字荷川取290番地	社会福祉法人ムサアザ福祉会	○	○	リフト車 (1名乗) 1台 軽自動車 (4名乗) 1台	50	50			45	5	
14	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	ナーシングホーム花	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字西里945番地2	有限会社多幸会	○	○	軽自動車 (4名乗) 1台	13	10			10		全員車椅子利用のため行政支援が必要
15	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	ナーシングホーム桜梅桃李	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里1201番地10	有限会社多幸会	○	○	軽自動車 (4名乗) 1台	10	8	6		1	1	呼吸器・ストレッチャー対応の利用者がいるため行政支援が必要
16	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	宅老所うるまじま	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里217番地20	有限会社ひまわり	○	○	乗用車イス2台対応 (5名乗) 1台 乗用車 (4名乗) 1台 軽自動車 (4名乗) 1台	10	10			10		
17	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	すこやかホーム	〒906-0506 沖縄県宮古島市伊良部字長浜1320番地1	有限会社やすらいぎ	○	○	乗用車 (6名乗) 3台 軽自動車 (4名乗) 2台	13	13			12	1	
18	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームスマイル	〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根895番地1	有限会社介護センター	○	○	軽自動車 (4名乗) 1台	20	20	4	9	5	2	
19	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	有料老人ホームでいご	〒906-0301 沖縄県宮古島市下地字川満1676番地2	株式会社ラポール	○	○	ハイース (8名乗) 1台	30	25	5	15		5	
20	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	有料老人ホームいろは	〒906-0303 沖縄県宮古島市下地字洲鎌518番地1	株式会社ラポール	○	○	乗用車 (4名乗) 1台	9	8					8
21	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームみらい	〒906-0203 沖縄県宮古島市上野字宮国28番地14	株式会社みらい	○	○	ハイース (10名乗) 1台 乗用車 (4名乗) 1台 軽自動車 (4名乗) 1台	11	11		1	10		乗用車使用に関しては、他の施設との共同使用
22	宮古島市	沖縄県	高齢者福祉介護課	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームささえるホーム	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字狩俣1674番地	合同会社ささ・エール	○	○	軽自動車 (4名乗) 3台	12	10			8	2	
合計				22施設				22	22		552	512	18	56	396	42	

要配慮者の概況

2 入所者の状況(R4. 11月時点)

(2) 社会福祉施設(障害者)

8施設(1施設で複数種別あり)、総入所者数 152名(重担送 0名、担送 10名、護送 55名、独歩 87名)

NO	(所在)市町村名	担当機関(所管)		施設種別(サービス種類)	施設施設名称	所在地	開設者	行政支援の必要性		各施設で保有する患者搬送(避難)手段	定員	152				備考 (行政支援の必要性の判断理由)	
		県or市町村	担当課					避難手段	避難先			入所者数	0 重担送	10 担送	55 護送		87 独歩
1	宮古島市	宮古島市	障がい福祉課	施設入所支援	指定障害者支援施設ふれあいの里	〒906-0006 沖縄県宮古島市平良字西仲宗根1327-1	社会福祉法人ムサアザ福祉会	○	○	ハイエス10名乗り リフト車9名乗り 他セレナ2台 軽自動車4	30	30	0	0	6	24	
2	宮古島市	沖縄県	障がい福祉課	施設入所支援	指定障害者支援施設青潮園	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里2632-1	社会福祉法人ユームツ会	○	○	リフト車5台	50	50	0	10	40	0	
3	宮古島市	沖縄県	障がい福祉課	施設入所支援	指定障害者支援施設あけぼの学園	〒906-0006 沖縄県宮古島市平良字西仲宗根745-5	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団	○	○	リフト車(8名乗)1台 ハイエース10名乗り1台 軽自動車(4名乗り)1台	35	33			6	27	
4	宮古島市	沖縄県	障害福祉課	共同生活援助	くこりもや	〒906-0002 沖縄県宮古島市平良字狩俣1463	NPO法人マーズ	○	○	マイクロバス(26名乗り)	3	3	0	0	3	0	
5	宮古島市	沖縄県	障害福祉課	共同生活援助	グループホームみやこ	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字西里1476-1	社会福祉法人みやこ福祉会	○	○	軽自動車1台	10	10	0	0	0	10	
6	宮古島市	沖縄県	障害福祉課	共同生活援助	グループホームとも	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字西里1445-2	社会福祉法人みやこ福祉会	○	○	なし	10	10	0	0	0	10	
7	宮古島市	沖縄県	障害福祉課	共同生活援助	とびうをハウス	〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根234-1	社会福祉法人ムサアザ福祉会	○	○	セレナ(7名乗り)	8	6	0	0	0	6	
8	宮古島市	沖縄県	障害福祉課	共同生活援助	グループホーム若葉	〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根676-9	NPO法人すこやかネット	○	○	ワンボックス4台(8名乗り)	10	10	0	0	0	10	
合計				8施設				8	8		156	152	0	10	55	87	

要配慮者の概況

2 入所者の状況

(3) 医療施設(入院患者)

10施設、総入院患者数 567名(重担送 13名、担送 188名、護送 308名、独歩 58名)

NO	市町村名	施設種別	所在地	県担当課	EMIS	各施設で保有する患者搬送(避難)手段	許可病床数	入院患者総数	搬送方法				特記事項 (病床情報) (カウント方法) (時点情報)
									重担送	担送	護送	独歩	
1	宮古島市	沖縄県立宮古病院	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里427-1	県病院事業局 病院事業総務課	対象	患者搬送車(1台、患者1人搬送可能)	277	222	5	70	117	30	重担送はICU、HCUの患者数をカウント。
2	宮古島市	医療法人沖縄徳洲会 宮古島徳洲会病院	〒906-0014 沖縄県宮古島市平良字松原552-1	県医療政策課	対象	車椅子50台・ストレッチャー15台	99	91	4	65	19	3	
3	宮古島市	医療法人左右会 宮古島リハビリ温泉病院	〒906-0011 沖縄県宮古島市平良東仲宗根添1898-7	県医療政策課	対象	車椅子約120台、ストレッチャー約10台、救助袋(垂直式(2階等から地上に滑り降りるための袋))	199	176	2	44	127	3	17床休床中
4	宮古島市	国立療養所 宮古南静園	〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888	県医療政策課	対象	マイクロバス(29人)1台、ワゴン車(6人)1、同(車椅子、ストレッチャー積載可能)(8人)1、軽自動車(3人)(車椅子積載可能)1等	100	37	0	2	30	5	・ハンセン療養
5	宮古島市	いけむら外科胃腸科肛門科	沖縄県宮古島市平良字西里978-2	県医療政策課	対象	大型バス1台 中型バス1台 車椅子用自動車2台 普通自動車8台	19	18	2	0	10	6	
6	宮古島市	医療法人みやこクリニック	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根596	県医療政策課	対象		19	0	0	0	0	0	休診中 ※診療実態なし(宮古地区医師会確認)
7	宮古島市	真壁眼科		県医療政策課	対象		8	0	0	0	0	0	
8	宮古島市	城辺中央クリニック	沖縄県宮古島市城辺字比嘉628番地5	県医療政策課	対象	ストレッチャー1台 車椅子 5台	19	19	0	7	4	8	
9	宮古島市	奥平産婦人科医院	沖縄県宮古島市平良字下里1259-1	県医療政策課	対象	なし	13	4	0	0	1	3	
10	宮古島市	陸上自衛隊宮古島駐屯地医務室	上野字カギモリ原83-5	県医療政策課	対象		3	0	0	0	0	0	対象外
合計				10 施設	-	-	756	567	13	188	308	58	

島外輸送計画の全体イメージ（宮古島市の例）

✈️ 1日最大2,832名※の輸送力

(下地島空港)

- ▶チャーター（臨時）便（B738）
- ▶宮古—鹿児島（約2時間）を骨幹輸送
合計：一日16便の運航（調整中）
- ▶通常仕様（B738：定員177名）
- ▶空港GH・保安検査・避難手続き等の円滑化
- ▶空港までの島内輸送の円滑化

※今後の調整で増減する可能性はある

✈️ 1日最大6,645名※の輸送力

(宮古空港)

- ▶チャーター（臨時）便（B738、B788等）
- ▶宮古—鹿児島（約2時間）を骨幹輸送
合計：一日31便の運航（調整中）
- ▶通常仕様（B738：165名、B788：335名）
- ▶空港GH・保安検査・避難手続き等の円滑化
- ▶空港までの島内輸送の円滑化

※今後の調整で増減する可能性はある

🚢 1日最大420名程度※の輸送力

(平良港)

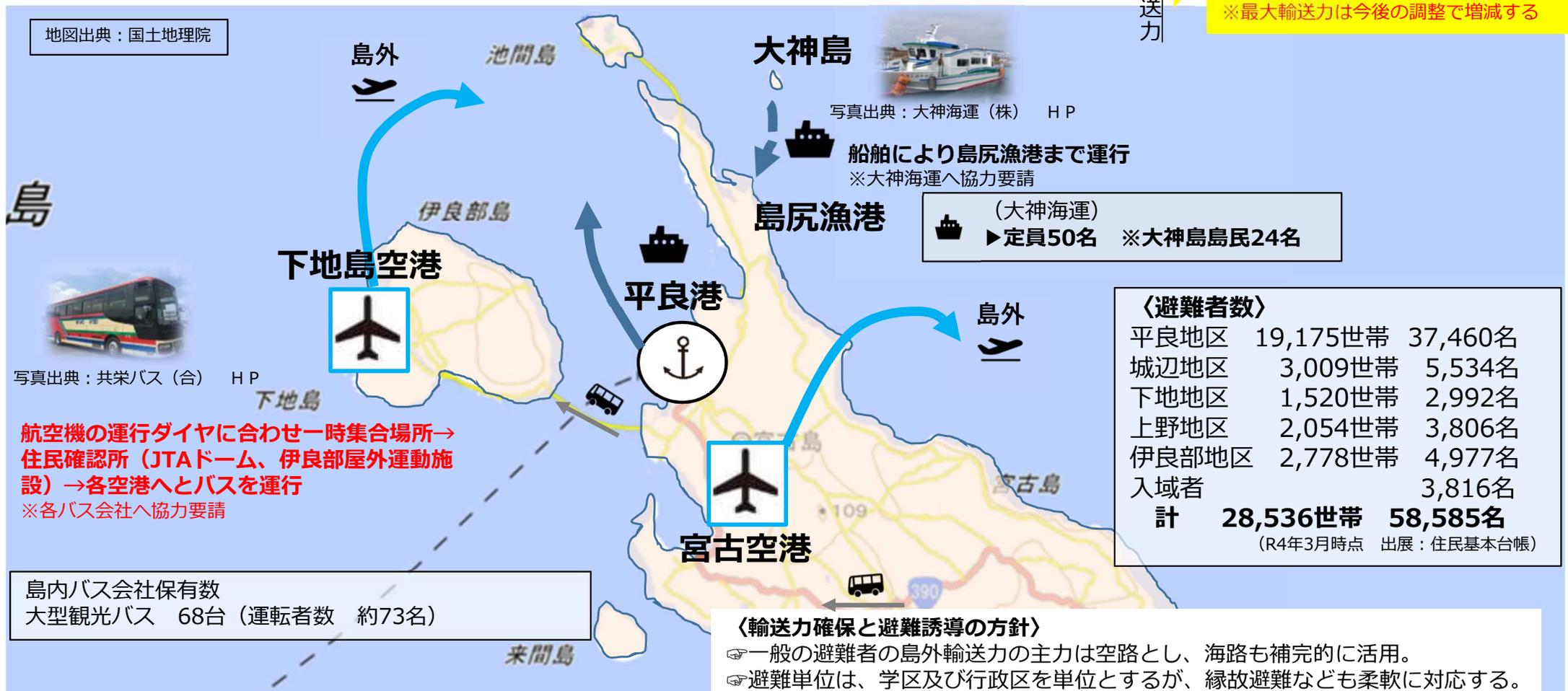
- ▶近海区域を航行可能な船舶を国（内閣官房・国土交通省）の支援の下、確保
- ▶最大の輸送力(420名/日程度)が確保されたと仮置き
- ▶要配慮者、ペット同伴者等を想定

※最大輸送力は今後の調整で増減する

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力
✈️ + 🚢 計約9,897名※

※最大輸送力は今後の調整で増減する

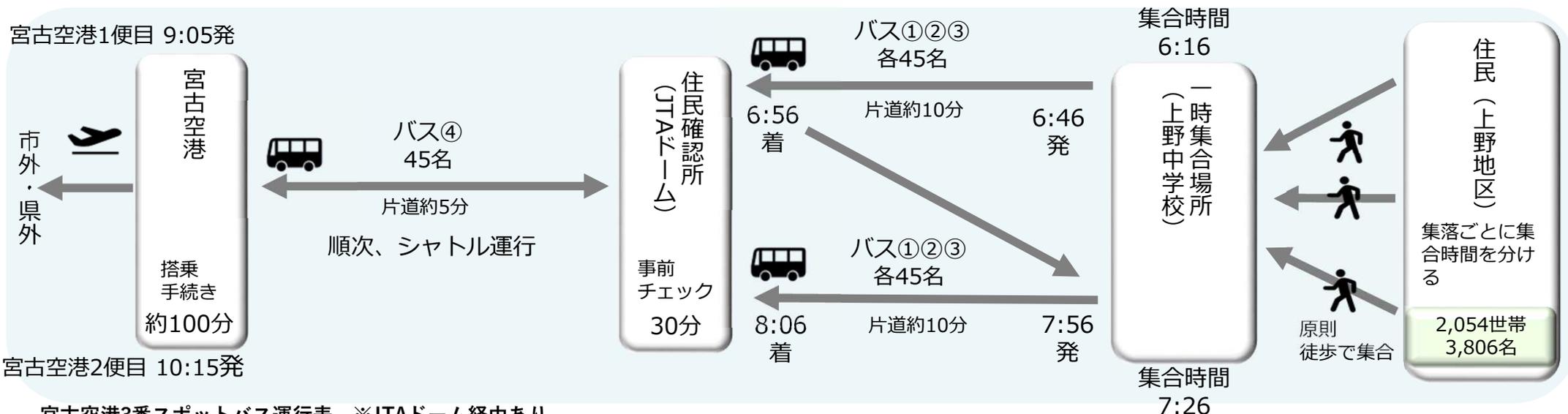


※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではありません。

島内輸送計画のイメージ（宮古空港へのバス輸送） ※JTAドーム経由

訓練用

例えば、一時集合場所からの住民確認所までの移動時間が10分の場合、大型バス3台でピストン輸送し住民確認所へ。住民確認所から宮古空港へは、前さばきが完了した者から順次、大型バス1台でシャトル運行。
 事前チェック（前さばき）間の待機時間のロスや休憩時間の確保を考慮し一時集合場所⇔JTAドームとJTAドーム⇔空港間でバスを分けて運行。 ※移動時間 片道10分、乗降時間 各10分、事前チェック 約30分、保安検査 1レーン（1レーン1時間あたり約150人）



宮古空港3番スポットバス運行表 ※JTAドーム経由あり

	島内輸送計画										島外輸送計画					備考
	10分		バス①	バス②	バス③	30分	5分		バス④	保安検査開始目安	保安検査制限目安	搭乗制限時刻	機体名	宮古空港発	搭乗定員	
	一時集合場所発	JTAドーム着					JTAドーム発	空港着								
1	6:46	6:56	○	○	○	7:06	7:36	7:41	○	7:51	8:27	8:45	B738	9:05	165	多良間①合流
						7:24	7:54	7:59	○	8:09						
						7:42	8:12	8:17	○	8:27						
2	7:56	8:06	○	○	○	8:16	8:46	8:51	○	9:01	9:37	9:55	B738	10:15	165	多良間②合流
						8:34	9:04	9:09	○	9:19						
						8:52	9:22	9:27	○	9:37						
3	9:06	9:16	○	○		9:26	9:56	10:01	○	10:11	10:47	11:05	B738	11:25	165	多良間③④合流
						9:44	10:14	10:19	○	10:29						
						10:02	10:32	10:37	○	10:47						

島内輸送計画のイメージ（下地島空港へのバス輸送） ※伊良部屋外運動場経由

訓練用

例えば、一時集合場所から住民確認所までの移動時間が30分の場合、大型バス3台でピストン輸送し住民確認所へ。
 住民確認所から下地島空港へは、前さばきが完了した者から順次、大型バス1台でシャトル運行。

当初、一時集合場所→JTAドーム→空港までは同一バスでの運行を想定。事前チェック（前さばき）間の待機時間のロスや休憩時間の確保を考慮し一時集合場所⇄JTAドームとJTAドーム⇄空港間でバスを分けて運行。

※移動時間 片道10分、乗降時間 各10分、事前チェック 約30分、保安検査 1レーン（1レーン1時間あたり約150人）

下地島空港1便目 11:40発



下地島空港2便目 13:20発

下地島空港1番スポットバス運行表 ※伊良部屋外運動場経由あり

	島内輸送計画										島外輸送計画					備考				
	30分		バス①	バス②	バス③	30分		5分	バス④	保安検査開始目安	保安検査制限目安	搭乗制限時刻	機体名	下地島空港発	搭乗定員					
	一時集合場所発	JTAドーム着				事前チェック	JTAドーム発										空港着			
1	8:27	8:57	○	○	○	9:41	10:11	10:16	○	10:26	11:02	11:20	B738	11:40	177					
	9:37	10:07	○			9:59	10:29	10:34	○	10:44						12:42	13:00	B738	13:20	177
						10:17	10:47	10:52	○	11:02										
2	10:07	10:37		○	○	11:21	11:51	11:56	○	12:06	12:42	13:00	B738	13:20	177					
	11:17	11:47	○	○		11:39	12:09	12:14	○	12:24						14:22	14:40	B738	15:00	177
						11:57	12:27	12:32	○	12:42										
3	11:47	12:17	○	○	○	13:01	13:31	13:36	○	13:46	14:22	14:40	B738	15:00	177					
	12:57	13:27			○	13:19	13:49	13:54	○	14:04						14:22	14:40	B738	15:00	177
						13:37	14:07	14:12	○	14:22										

島内輸送協定について

島内輸送機関との輸送協定

1.協定概要

大規模災害、国民保護事案等により住民等の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある場合におけるバスや船舶による人的・物的輸送を行う。
協定締結により平時から連携を構築し、大規模災害時や国民保護事案が発生した際に迅速に対応できる体制を構築する。

2.協定詳細

- 避難者やボランティアなどの人的輸送、物資の輸送
 - 【大神海運】 大神島→宮古本島間の人的・物的輸送
 - 【バス事業者】 島内における人的・物的輸送
- 連携強化
 - 平時から担当者、連絡先、輸送能力（バス保有台数、運転手在庫数）の把握を行い、連携強化を図る。

3.締結先（6団体、10事業者）

No	事業者名
1	Azリゾートサービス株式会社
2	株式会社大神海運
3	沖縄県バス協会
4	(資) 宮古協栄バス (沖縄県バス協会)
5	株式会社八千代バス・タクシー (沖縄県バス協会)
6	中央交通株式会社 (沖縄県バス協会)
7	(資) 共和バス (沖縄県バス協会)
8	京禾観光株式会社
9	株式会社宮古島観光バス
10	株式会社OK観光宮古島営業所



宮古毎日新聞社

島外避難における島内輸送の考え方について

バス事業者の人員体制、バスのピストン輸送、島内避難経路、職員配置など

1.内容

国民保護法制度や県国民保護意見交換会・検討会における取組状況、自衛隊、海上保安本部の国民保護措置への取組状況について島内バス事業者、船舶事業者（大神海運）へ説明し、認識の共有を行った。

また、本市が担う国民保護措置の重要な役割の一つとなる島内輸送について、昨年度から検討している航空輸送計画に基づく島内輸送計画の実現性や課題の掘り起こしを行った。

2.参加機関

陸上自衛隊宮古警備隊、宮古島海上保安部警備救難課、島内バス事業者、船事業者（大神海運）、内閣官房事態室（WEB参加）

3.検討事項

事前アンケートを実施し、各事業者の輸送体制の現状把握や島内輸送計画の実現性や課題の掘り起こしを実施。

（主な確認事項）

- ・ 運転士の確保
- ・ 燃料補給体制
- ・ 避難者の乗降時間
- ・ 補助席の使用有無
- ・ その他



①運転士の確保

→非常勤運転士も含め召集体制は問題ないが、一部事業者においては保有バス台数分の運転士の確保ができていない状況。

②自社運転士以外によるバスの運転について

→現行法令上、乗客を乗せての運行は不可。免許保有者であっても車両特性への慣れが必要。緊急時としての法令の柔軟対応や事前訓練が必要。

③燃料補給体制

→各社最大90リットル補給可能なタンクを保有しており自社で給油。補給は概ね3～10分程度。安定確保については平良港にある供給元との調整も必要。

④運転士の交代制について

→・現行法令上は4時間以上の連続運転は不可。1日平均の運転時間は9時間以内。

・中越地震の事例では4時間以上の運転事例あり。安全運行を考慮し、バス1台に2名の運転士配置も一案。

・宮古島市の場合、片道20分程度の運行であり適度の休憩があれば体調面における支障はない。

⑤避難者の乗降時間

→各10分程度。バスが数台になると利用者が乗るバスが不明確になるので、乗車場所の現地スタッフ等と運転手のコミュニケーションが適切に図れるよう、「乗車マニュアル」等を作成し、訓練が必要。

⑥補助席の使用有無

→乗車時間の短縮、避難者へのサポートを考慮すると使用しない方が望ましい。正シートのみの場合、45～49席。

⑦その他

→・緊急避難に対する「島内事業者の行動マニュアル」を作成し、適宜、訓練や情報交換を実施することが重要。

- ・緊急時であり、人命を最優先し24時間体制も考慮すべき。
- ・島内の大型二種免許所持者のリストアップ
- ・迅速な情報共有（概ね10日前）

バス運転者の労働時間等（令和6年4月適用）※厚生労働省HP参照

- 1日の拘束時間：13時間以内（上限15時間、14時間越は週3回までが目安）
- 1日の休息期間：継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
- 運転時間：2日平均1日：9時間以内 4週平均1週：40時間以内
- 連続運転時間：4時間以内（運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上）
- ※特例 2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合）

宮古空港運用時間 08:00~21:00（計12時間）

下地島空港運用時間 08:00~19:30（計10時間半）

- 
- 1区間あたり2名の運転手による交代制とし、4時間勤務を目処に休息時間を確保。
 - 2人乗務による休憩時間、安全性の確保も一案（島内バス事業提案）
 - 検討している島内輸送計画でのピストン輸送では、連続運転時間は問題なし
例）連続運転時間 一時集合場所→住民確認所（JTAドーム等） 片道約10～30分
住民確認所（JTAドーム等）→空港 片道約5分
 - ※ピストン輸送に基づく運転中断時間は概ね10～30分

島内輸送機関からの意見

人命優先を考慮し、労働時間延長に基づく輸送計画の検討も必要との意見あり。

1.内容

前回から検討している航空輸送計画に基づく島内輸送計画を燃料供給事業者へ説明するとともに、バスへの燃料供給についての検討事項や事業者側の緊急時の供給体制を確認した。

2.確認事項

各事業者の燃料供給体制の現状把握や島内輸送計画の実現性や課題の掘り起こしを実施。

(主な確認事項)

- ・ 緊急時の供給体制（電源確保の有無、人員体制など）
- ・ 緊急時の給油体制（中核SS、住民SS）
- ・ 緊急車両（バス等を含む）への優先供給
- ・ バス等への給油時間の短縮（給油所外での給油）



○中核SSにおけるバス等への優先供給体制の確認及び認識共有

○住民SSの把握

○タンクローリーによる住民確認所（JTAドーム、伊良部屋外運動場）での燃料供給 →供給時間の短縮

(参考) タンクローリー1台の補給量 4,000リットル 観光バス1台あたり 約200～450リットル (燃費 1ℓあたり2～5km)

タンクローリー1台でバス約10台分供給可能

※現行、消防法では不可のため、緊急時における柔軟な対応として要協議

市内バス事業者等	乗合	貸切			特定	運転士数	備考
		大型	中型	小型			
八千代バス・タクシー	2	17	—	—	—	25	
宮古協栄バス	13	12	1	1	—	16	
共和バス	5	—	—	—	—	5	
Azリゾートサービス	—	2	—	2	—	4	
中央交通	—	17	1	—	—	9	大型1台はバス（オープントップ）
京禾観光	—	6	—	—	—	6	
宮古島観光バス	—	4	—	—	—	4	
OK観光	—	5	2	—	—	4	
合計	20	63	4	3	—	73	

乗合：定期路線で運行されるバス

貸切：貸切により不定期路線で運行されるバス

特定：養護施設等で運行されるバス

大型バス：車長9m以上で定員50人以上の車両

中型バス：車長7～9mの間で定員30～49人の車両

小型バス：車長7m以下で定員29人以下の車両

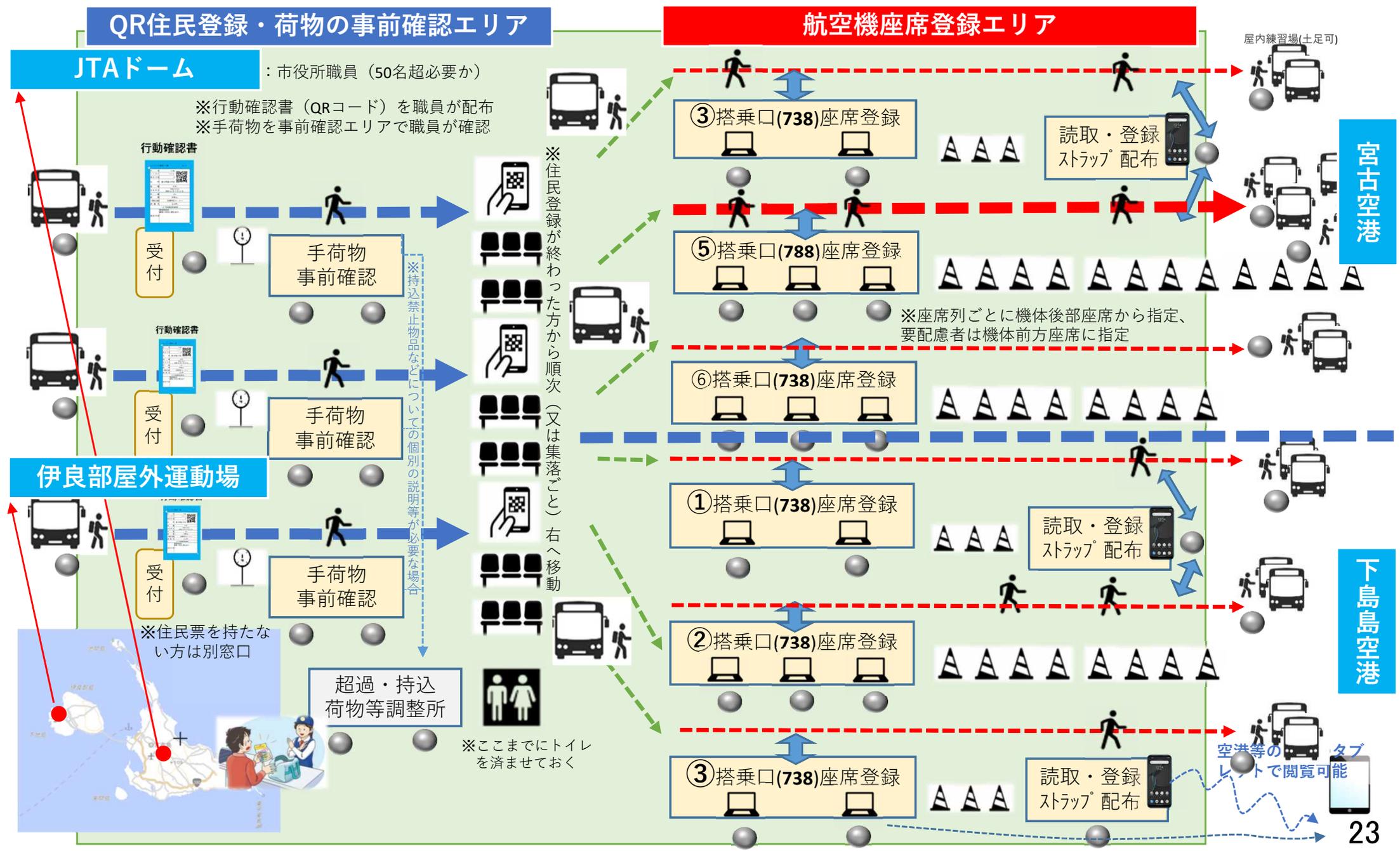
対応の方向性（案）

- ▶ 現行計画の実行にあたり、バスの台数は支障なし。
- ▶ 運転士については、コロナ過の中で運転士の確保は難しくなっており、次の内容について具体化が必要。
 - 交代制
 - 自事業所以外の運転士による運行
- ▶ 大型2種免許保有者の把握

宮古島市 航空機避難住民等登録センター(JTC)(仮称)のレイアウト (一案)

訓練用

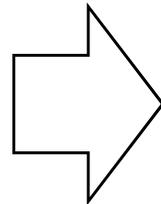
各一時集合場所から空港に向かう前にJTAドーム、伊良部屋外運動場において、以下の流れで住民の情報や航空機座席の登録等を行い空港へ向かう。



職員配置の方針

- ▶ 市国民保護計画の各班の役割に基づき、各所に職員を配置
- ▶ 消防職員や警察官等は、島外からの応援が必要となるため、関係機関との調整が必要
- ▶ 避難の初期段階、最終段階に分け、配置数を試算

宮古島市職員数		R5.9.1時点
企画政策部		33
観光商工スポーツ部		22
産業振興局		6
総務部		70
福祉部		53
こども家庭局		84
市民生活部		67
環境衛生局		26
農林水産部		53
建設部		49
会計課		8
水道部		33
教育委員会		83
消防本部		82
議会事務局		6
選挙管理委員会事務局		3
監査委員事務局		3
農業委員会事務局		7
合計		688



市国民保護対策本部	
対策本部長	市長
対策本部副本部長	副市長、教育長
総括情報部	38
総務対策部	49
企画政策対策部	25
観光商工対策部	22
福祉対策部	136
生活環境対策部	86
農林水産対策部	53
建設対策部	49
教育対策部	51
生涯学習対策部	32
消防対策部	82
上下水道対策部	40
支援対策部	25
合計	691

《その他関係者》

- ・消防団 : 157名 (うち、54名市役所職員)
- ・警察官 : 99名 (宮古警察署)

※会計年度職員・学校職員含まない。

【宮古島市】 住民避難に係る職員等配置（案） ～初期配置案～

訓練用

	場 所	市職員	消防団	県警察	他機関	備考
市対策本部	宮古島市役所総合庁舎	18				
一時集合場所	宮古高等学校 等	各10				
住民確認所	JTAドーム	100				
	伊良部屋外運動場	100				
港・漁港	平良港	調整中				
	島尻漁港	3				
空港	宮古空港	調整中				
	下地島空港	調整中				
交通規制箇所	別紙のとおり	5				
大型バス		62				バス内でのサポート
高齢者福祉施設		調整中				要配慮者の避難に係る調整
広報車	一時集合場所周辺	4				広報車による広報
	合 計					

調整中

QR住民登録・荷物の事前確認 計100程度
 ※ワクチン接種時の体制を参考。
 ・検温・体調チェック係（エリアリーダー、
 検温、誘導（整列）、誘導（整列兼サポ
 ート））
 受付係 2名×5カ所=10名
 手荷物チェック係 6名×5カ所=30名
 誘導係 10名程度

※他機関 = 海保、自衛隊、ライフライン関係事業者、交通事業者などを想定

調整中

平時における主要機関の職員数

R5年10月現在

	役場職員	消防職員	空港職員	警察署	医療関係者	県職員	水道管理	電力関係者	給油所関係者	航空・船舶関係者	運輸関係者	海保	自衛隊	合計
宮古島市	688	(82)	(7)	99	回答待ち	189	(33)	41	95	386		250	-	1748

※役場職員は臨時職員を含まない。

※消防団員、水道管理（）は、役場職員を兼ねる。

※県職員は臨時職員を含まない。県宮古合同庁舎、宮古保健所、農業研究センター、家畜保健衛生所

※医療関係者は、医者及び看護師数

※給油所関係者は、1事業所あたり5名で試算

※航空・船舶関係者

※運輸関係者は、会社数

今回の訓練想定は『武力攻撃予測事態（武力攻撃発生前）における島外避難』であるが、日常生活を維持しつつの避難となるため、上記のような関係機関による連携が重要となる。



個別検討会での意見等

- ▶ 交通規制は日常生活を維持しつつの避難となるため、空港前の主要路のみとする。
- ▶ 一時集合場所については、状況に応じ規制を行う。
- ▶ 島内輸送経路における県道など主要道路については、状況に応じ、交通規制や警察車両による誘導を行う。
- ▶ 状況によって、警察官が交通規制に対応できない場合は役場職員や消防団での対応も要検討
→ 警察としてどの程度対応可能なのか。本島からの応援も含めてどのような対応になるのか。
- ▶ 一般車両は規制するが、通行させる車両（バス、福祉車両など）の区分方法、特殊標章等について要検討